船舶事故調査報告書

令和４年８月３１日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和３年１０月５日　１５時３５分ごろ
発生場所	広島県廿日市市厳島西方沖 上ノ浜港一文字防波堤北灯台から真方位０５２°　１，４２０ｍ付近 （概位　北緯３４°　１７．９′　東経１３２°　１７．８′）
事故の概要	プレジャーボートAZIMUT50は、南東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和４年２月１日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート　AZIMUT50、１８トン ２３５－５３１４１広島、ジェイ・エー・ビー協同組合
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラに曲損
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南南西、風力　３、視界　良好 海象：海上　平穏、潮汐　低潮時、潮高　約５０㎝（広島）
事故の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、同乗者８人を乗せ、厳島北方の本土側にあるホテルの桟橋（以下「本件桟橋」という。）に、クルージングの目的で立ち寄り、船首を西方に向けて係留していた。 船長は、本件桟橋の南方前面海域にあるかき養殖施設（以下「本件施設」という。）に漁船が２隻係留していたので回頭しづらいと感じ、本件施設の西方を南東進することとし、本件桟橋から厳島神社の鳥居沖に向けて出航した。 船長は、操舵室で立って操船に当たり、本件施設の北西端を左転した後、厳島の大黒鼻を船首目標として、ＧＰＳプロッターを見ながら、厳島西方沖を約８ノットの対地速力で手動操舵により南東進中、船底に衝撃を感じた。 船長は、直ちに機関を停止して、同乗者の負傷の有無と船体の点検を行い、航行に支障がなかったので自力で航行してマリーナに帰港した。 船長は、ふだん本件桟橋に入出航する際は、本件施設の東方を航行していた。 船長は、本件施設の西方に浅所があることを承知していたものの、以前、本船より小さいプレジャーボートで本件施設の西方を航行した経験があり、本船でも問題なく本件施設の西方を航行できると思っていた。 船長は、マリーナで本船とほぼ同型の船を見て、本船の喫水は船首

	約１．２ｍ、船尾約１．４ｍと思っていたが、本船の正確な喫水を把握しておらず、本船の喫水は不詳であった。
分析	本船は、厳島西方沖を南東進中、船長が、本船より小さいプレジャーボートで本件施設の西方を航行した経験があり、本件施設の西方に浅所があることを承知していたものの、本船でも問題なく本件施設の西方を航行できると思い、航行を続けたことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、以前、本船より小さいプレジャーボートで航行した経験があったことから、本船でも問題なく本件施設の西方を航行できると思ったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、厳島西方沖を南東進中、船長が、本船より小さいプレジャーボートで本件施設の西方を航行した経験があり、本件施設の西方に浅所があることを承知していたものの、本船でも問題なく本件施設の西方を航行できると思い、航行を続けたため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、事前に航行経路の水深を確認するとともに、自船の喫水を把握し、余裕水深を確保すること。